

## 令和4年度 第1回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年4月11日（月） 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (24人)  
会長 15番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員	14番	松本幸男	委員
17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員

### 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	鳥飼 巧	委員

4 欠席委員 (3人)  
11番 室山恵美 委員 16番 山田有宏 委員 小谷義則 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第5条）

議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第5号 競売買受適格証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第8号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局 只今より、令和4年度第1回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。8番 福井委員、12番 山下委員に議事録署名人をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は11番 室山委員、16番 山田委員、小谷推進委員が欠席。遅刻の連絡が入っているのが10番 衣笠委員です。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、よろしくお願いいたします。

事務局 令和4年度第1回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 はい、ありがとうございます。続いて農家相談会の報告を数馬委員お願いします。

18番 18番 数馬です。農家相談の方2名の方がいらっしゃいました。1名は〇〇の〇〇さん。この方につきましては田んぼを売りたいということで、内容を聞くと現在耕作している方がいらっしゃいます。その方の売買の交渉を先にしてもらって、よう買わんということであれば再度農家相談に来ていただいて、売買のあっせんをするようにということで話をして終わりました。本人さんのほうもそういうふうにするということでした。

それから2番目については私の該当する分です。以前は〇〇さんの自動振替ということでやっておりましたが、全部中間管理機構に移管したということがあって制度が変わったということを説明して了解を得ております。また1件1,870円支払いの漏れがあったもんですから、それも清算して、全部残りの分も管理機構に移管して直接支払いということの手続きを完了しました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

## (5) 議 事

議 長 続きまして(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり3件の申請がございます。番号1、番号3は売買による所有権移転、番号2は賃借権の設定でございます。下限面積は備考欄に記載のとおりで許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇〇〇〇〇地内における駐車場の整備でございます。申請地は都市計画用途地域の準工業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地に該当し原則許可でございます。番号2は〇〇地内における一時転用で営農型太陽光発電設備の設置でございます。こちらは、第3号議案と関連がありますので後で一括して説明します。

議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてでございます。議案6ページのとおり2件でございます。いずれも第2号議案の2に関連するものです。変更理由は、当初計画者が体調悪化により太陽光発電設備の下での営農継続が困難となったため、申請者が事業を承継し太陽光発電設備の譲渡を受け太陽光発電設備の下での営農を継続するものでございます。栽培する作物に変更はありません。農地区分は農振農用地区内の農地で、許可根拠は一時転用でございます。

続いて議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてですが8ページのとおり、3件の申請が出ております。

議案第5号 競売買受適格証明願についてです。議案10ページのとおり3条の買受適格者証明が1件出ております。

続いて議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の13ページから63ページのとおり146件の利用権設定の申し出と、64ページのとおり所有権移転が1件ございます。

議案第7号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案74ページのとおり1件の申請がございます。

議案第8号 農用地利用配分計画については77ページから92ページのとおり14件の協議がございます。以上でございます。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは早速議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(質疑なし)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可の申請について皆さんにお諮りいたしますが、本件につきましては本日午前11時より、当番委員であります吉村委員、西谷委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して吉村委員より報告をお願いします。

5番 今日、現地確認をして参りました。山協会長、藤井代理、局長以下6名で行って参りましたところ、問題はございませんでした。以上です。

議長 はい、只今報告のとおり何ら問題はないということでございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

9番 鐵本です。先程説明のあった分で5条の事業計画変更に関連があるなら説明してください。この〇〇さんの分。

事務局 お答えします。議案第3号に関連するのですが、こちらの方は当初計画の方が太陽光発電設備の下での営農計画をされるということでしたが、体調が悪化されたということで新たに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが事業を承継されて、同じ太陽光発電設備を譲渡された上でその下での営農を継続されるということとして。栽培する作物、シイタケとドクダミということなんですけどそちらをそのままされるということでの申請です。

議長 今日現地行きましたらシイタケももう生えておりますし、もう1つの方にはドクダミが植えてありましてこれからだんだん青くなってくるのかなというふうに思っております。それでまあ、委員会としてもずっと計画的に現地を視察しながら、そしてまた収入面においてもある程度一定の平均収入があがらないといけないことになっておりますので、定期的に見に行っていくとして参りたいというふうに思っております。その他ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは只今の議案第2号につきまして、挙手による採決を求めます。農業委員の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第3号 農地転用事業計画変更申請について (農地法第5条)

議長 続きまして議案第3号でございます。農地転用事業計画変更申請について委員の皆さんにお諮りいたします。事務局説明してください。



議案第5号 競売買受適格証明願について

議 長 続いて議案第5号 競売買受適格証明願について説明してください。

事務局 それでは競売買受適格証明願について説明をさせていただきます。議案の10ページでございます。今回は3条の買受適格者証明ということで、農地を3条で購入されるにあたって競売に参加する資格があることを証明するものでございます。土地の所在地は〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況は畑、面積は116㎡でございます。申請人は〇〇の〇〇〇〇、耕作面積は1,521㎡、労働者数は2人でございます。申請地における下限面積は1反で、耕作面積はこれを充分クリアしておりますので3条の要件を満たしております。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。この件につきまして、それでは質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案の第5号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしということで承認と致します。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。13ページ番号1番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することに御異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6番 それでは、15番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番                    それでは、山脇委員が退席しましたので13ページ番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局                13ページ番号1番でございます。〇〇の2筆1,985㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番                    只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番                    質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番                    挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番                    山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議 長                それでは続きまして13ページ番号2番から14ページ4番の〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長                それでは藤井委員が退席しましたので、事務局説明をお願いします。

事務局                13ページでございます。申請番号2番、〇〇〇〇〇〇〇の2筆の田、4,875㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか14ページの番号4番まで、合計致しまして6筆、10,776㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長                はい、只今藤井委員の案件について説明がございました。それでは質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして14ページ番号5番、15ページ番号6番は、13番 筏津委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(筏津委員 退席)

議 長 それでは筏津委員が退席しましたので、事務局説明をお願いします。

事務局 14ページでございます。申請番号5番、〇〇の1筆の2、779㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか15ページの番号6番で、合計致しまして2筆、4,917㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今筏津委員の案件について説明がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、筏津委員の入場を求めます。

(筏津委員 入場・着席)

議 長 筏津委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして15ページ番号7番、8番は、17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは事務局お願いします。

事務局 15ページでございます。申請番号7番、〇〇〇〇〇〇の3筆の、7, 198㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか15ページの番号8番まで、合計致しまして4筆、9, 104㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。それでは原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして16ページ番号10番から19ページ番号19番は、西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 事務局お願いします。

事務局 16ページでございます。申請番号9番、〇〇の1筆の、1, 057㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか19ページの番号19番まで、合計致しまして15筆、9, 670.77㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。それでは西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして19ページ番号20番は、1番 早田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(早田委員 退席)

議 長 それでは説明してください。

事務局 19ページ番号20番でございます。〇〇の1筆2, 208㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。この案件につきまして、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それでは農業委員の方の賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。それでは早田委員の入場を求めます。

(早田委員 入場・着席)

議 長 早田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして55ページ番号122番、56ページ番号123番は、10番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議 長 それでは説明してください。

事務局 55ページでございます。申請番号122番、〇〇〇の3筆の7, 456㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか56ページの番号123番まで、合計致しまして4筆、8, 923㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今衣笠委員の案件について説明がございました。ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。それでは衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議長 衣笠委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

それでは引き続きその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をお願いします。

事務局 13ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は386,310.77㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、13ページから63ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして54ページをお願いします。補足ですけれども番号118番と119番です。使用貸借の設定ですけれども受人が○○○○○○○○○○でございます。○○○が○○○○さんでございます。この分につきましては解除条件付きということになっております。よろしくをお願いします。

続きまして64ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、○○○○○の○○○○。所有権を移転する者、○○○○○○○○○○の○○○○○さんでございます。移転する土地は○○○○○の1筆1,939㎡の水田でございます。対価は200,000円、10アールあたりですと103,145円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、65ページから71ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、72ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、それでは採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第7号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 　　続きまして議案第7号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。本件につきましても本日午前11時より現地の調査に行っておりますので、先程と同様代表して吉村委員より報告をお願いします。

5番 　　報告します。現地に行って参りましたところ荒れているようです。農地にするためには多分かなりの費用がかかると思います。これにつきましては私の一存では申し上げることができませんので、これは委員会のほうで決めていただく方がいいと思います。以上です。

議 長 　　これは聞いたか、〇〇〇さんに、出入り口の件。

事務局 　　補足です。進入路をどうするかということがあったと思うんですけども、字が小さいんですけど土地所有者の〇〇〇〇〇さんはこの図面の北側と西側に自宅があって、あとは進入路は南側の端っこのところに若干地図がわかりにくいんですけど、進入路があるというふうに判断しております。

議 長 　　今日、現地で近所の人に聞いたら進入路がないと、通れないと、トラクターがということで、皆が説明を受けて。人げの土地を通らんと入れんと、多分無理でしょうと。下流の方にあるんだけど水路に蓋をせんと通れんでないかということをおられて、本人に確認してから今日報告ということで。ですから金額も決めずに帰ってきたということです。どうでしょうかね。

13番 　　進入路確認してからせんと。

議 長 　　大きいトラクター入れて打たんととてもじゃないけど、ちょっと小さいトラクターでは間に合わん。〇〇〇さんに確認せんといけん、ちょっと保留しておいて、後でまた連絡してもらいます。この件については後回しにさせていただきます。

議案第8号 農用地利用配分計画について

議 長 　　議案第8号に入ります。農用地利用配分計画につきまして皆さんにお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 　　異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。89ページ番号2番、3番、4番及び90ページ番号5番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議 長           それでは事務局説明をお願いします。

事務局           89ページ番号2番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇。権利設定する農用地につきましては3筆5,963㎡の水田の配分計画で、賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか90ページの番号5番まで、合計致しまして18筆、33,108㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長           はい、それでは説明が終わりましたので皆さんの御質問、御意見を受けたいと思います。ありませんか。

(なしの声)

議 長           質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長           はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認と致します。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長           數馬委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きましてその他の案件について、事務局。

事務局           77ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、77ページの番号1番から92ページの番号14番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で297筆、423,028㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、93ページから99ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長           はい、只今全体について説明がございました。御質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長           ないようですので、議案第8号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認とさせていただきます。以上で議事は終了といたします。

#### (6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項を御覧ください。先に(2)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は3件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。  
まず3ページ1番は相談者が所有者の〇〇であります〇〇〇〇さんで、土地は〇〇の水田でございます。相談内容は使用貸借となっております。来年度からの耕作者をさがして欲しいとのことでございます。  
続きまして4ページ2番目は〇〇〇〇さんで、土地は〇〇、〇〇〇の水田となっております。相談内容は売買、賃貸借ということでございます。  
5ページ3番目は相談者は所有者の〇であります〇〇〇〇さんで、土地は〇〇の水田となっております。相談内容は賃貸借、使用貸借でございます。  
以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひいたします。

議 長 〇〇の件については、數馬委員どがにだったかいな。

18番 私と小谷委員でやります。

議 長 では數馬委員と小谷委員とで〇〇についてはお願ひしたいと思います。それから次の〇〇さんの件についてこれはどういたしましょうか。〇〇かな、〇〇〇も。

12番 持ち主は〇〇〇ですけど。

議 長 両方でしてもらえるか、小谷さんと山下さんとで。

12番 はい。

議 長 なら山下さんと小谷さんにお願ひしたいと思います。それから次は〇〇、吉村委員。いいですか、1人で。

5番 はい。

議 長 では吉村委員にお願ひします。  
次いきましようか。(3)農地等のあっせん活動の状況について報告お願ひします。1番、2番、3番まで福井委員。

8番 8番 福井です。これは先々月出た分ですけれども、現在のところ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんが作ってみますということでして。ここへ来る前に事務所へ寄ってきましたら、事務の方がやりますということですので、来月の会合に書類が出るとお願ひしますのでよろしくお願ひします。

議 長 1 番から 3 番までね、はい、どうもありがとうございました。それでは 4 番  
山下委員。

1 2 番 はい、山下です。4 番です。一番下の 3 9 6 m<sup>2</sup>って書いてあるところはミカ  
ンの木とかいろいろ木が植わってますし、あと 2 つは畦畔がコンクリートで  
できてまして、近所の人や農事組合に聞いてみるですけどちょっとただでもいら  
んということをおっしゃいまして。本日来てみたら、本人様から 2 0 万円程度  
登記代も出すのでどうかなということ、またお話があったようですので引き  
続きまたちょっと探してみたいと思います。以上です。

議 長 全面積で 2 0 万円。

1 2 番 はい。

議 長 じゃあ、お願いいたします。継続でな。

それでは 5 番、実はこの○○○○○さんは○○○の○○に家がございまして、  
現在○○の方で家はもう誰も住んでおられません。農地の所在は○○でござい  
ますがただ今のところ聞いてみましたら、○○の○○○○○○で 2 枚は作っ  
ると。だけど○○○って言ってもほとんど自分 1 人で作っるとということで、  
河野委員も知っるとる○○○○さん、理事しとる、○○○の。彼が 1 人で作っ  
るんだけど、こういう話があるとは知らなんだと、一体誰が作ってくれと言  
ったんだってということで。私もずっとたどってみましたら、○○○○○の○○  
さんと○○○○○さんはいとこ同士になる。聞いたらわしじゃないと、もう 1  
人の○○○○○のほうのいとこでないかと。○○の○○○○○さんから○○さん  
が頼まれて作ったと。○○さんもこの一番大きい 3, 2 5 5 m<sup>2</sup>をイタリアンを  
当時作っったんですけれど、今牛も何もいないもんで草刈りをしたまんま投げ  
てます。で、小さい田んぼについては河川敷みたいなどころにありまして、誰  
が作ってるかちょっとわからんですけれど。ということで今のところなかなか買  
い手もないということで、とりあえず 1 年間様子見て、○○さんが今年はまだ  
苗も農薬も肥料も注文しとるから今年一年間は作りますけども、来年は作りま  
せんよということで。2, 6 0 2 m<sup>2</sup>と 2, 7 1 4 m<sup>2</sup>を来年は返しますよという  
ことになったんですけれども、引き続いて松本委員と他の方にあたってみてあ  
っせんをしていきたいと思えます。以上です。

それから松本委員、6 番。

1 4 番 1 4 番 松本です。これ先月も会長の方から話がありました土地で、間に入  
っている人が私の知り合いということで。先般も家の方に行って、どうも場所  
を見てもじりいし田んぼも狭いということで、借り手がまだ今のところ難しい  
という状況を話しておきました。以上です。

議 長 これ、何年も前から出ておましてですね、私にもあったんですけど作れな  
いって。1 枚を 3 つに分けてありまして、一番端の方の田んぼで。道路が狭く  
て大きいトラクターが田んぼに入れななんです。1 メートル 5 0 ぐらいの道路  
です。それでまあ引き続いて作る人をさがしてみようかなと思っております。  
続きまして、藤井委員。

6 番

6 番 藤井です。〇〇さんですけども、以前に電話で話してから、直接会ってやりとりしまして、近所の〇〇さんという方が〇〇さんの家の隣の田んぼを貸してあげて欲しいんですけどって話したら、良い返事をいただきまして話が決まりました。今手続き中です。以上です。

議 長

それでは（４）梶本主幹よりお願いします。

事務局

（４）農地利用最適化業務活動日誌についてです。農地利用最適化交付金の関係で昨年は活動日誌の提出を徹底していただきありがとうございました。今年度も引き続き交付金の事業がありますので、よろしくをお願いします。それに伴って活動日誌記録カードを本来ならちょっとお配りしたかったんですけど、様式が変更になったりとか、農業委員会の記録の仕方等が若干変わってきておりますので、それを改めて来月に整理して説明したいというふうに思っておりますので、今回は日誌の方をお配りしておりません。ただやっただくことには基本的には変わりはないので、引き続き４月分も記録のほうをよろしくをお願いします。

あと、昨年度の活動実績に応じた報酬については、５月にお支払いする予定としておりますのでよろしくをお願いします。以上でございます。

議 長

はい、（５）その他説明してください。

事務局

（５）その他、緑の募金についてでございます。羽根を机の上にお配りさせていただきました。帰りによろしいので、募金箱を後ろに置いておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして日程変更なんですけれども、２月にこの日程表を皆さんに配布したんですけども、定期総会を５月にする予定としていたんですけども、ちょっと５月ではなくてコロナの状況も勘案しながら、昨年と同じ７月に設定したいということにしましたので。その関係で来月の農業委員会は、青い紙には２時半って記載してありますけれども今日と同じ１時半からということですのでよろしくお願ひします。２月からいろいろ時間とか再三変更がありまして、わずかですけども勘違いとかありますので、通知文とか議案を大変申し訳ないんですけど一度確認していただいて行動して頂けるようよろしくお願ひします。

続きましてクールビズですけども５月から１０月になりますので、軽装でお願いいたします。

議 長

上はＴシャツでもポロシャツでもいいです。  
続いて（１）。

事務局

（１）農地法第５条の規定による許可を必要としない届出書について、説明させていただきます。別冊の２ページでございます。鳥取県が発注する工事に伴う一時転用で、工事用道路、土砂の仮置場として使用するものでございます。転用期間、届出地については以下記載のとおりでございます。以上です。

議 長

はい、次は先程の遊休農地の件。

事務局

先程の議案第７号、７４ページの件でございますが、申請者にちょっと確認

をして参りまして。図面上は進入路がないようには見えるんですけども、これまでの所有者の方が、南側の段の2軒家があるところの間にちょっと通れるスペースがありまして、この畑へ行く時にそちらを通る許可を既に得ておられてそこをそのまま使用させていただくという話になっておるようです。

議 長           それでは吉村委員、決定をせないけんわけだ。現地で話したのは間の2万円  
でいいでないかという話だったんですけど、よろしいですか。調査員の2名の方。

西谷推進委員   はい。

5 番           問題ありません。

議 長           それでは2万円ということで、1反あたりの助成金を決定したいと思います。  
そんなに草刈りして焼却することもなかったしな。それでは今までの決定につ  
いては以上でございます。

そして別冊のですね、もう一度見ていただきますと農業委員会だより昨年の  
分ですが、入賞の決定が届いております。全国農業会議所からですね。2年度  
分、去年の3月に発行した分ですね。

今回の農業委員会だよりには、11ページを見ていただきますとたくさんの  
御意見を頂戴しております。そして感想もいただいております。それではこれ  
からプレゼントクイズの抽選にはいります。

事務局           (以下事務局説明)

議 長           日にちを決めてお渡しするようにします。皆さんその他で何かございませ  
んか。はい、鐵本委員。

9 番           9番 鐵本です。皆さんも油使って大変だと思うんですけど、今油が上が  
っちゃって。そのうちビニールシートも油ですから、肥料から何かみんな上  
がっちゃうんじゃないかと思って。そんなことで市に助成とか、そういう措置  
があるのかないのか、私ちょっとしか農業してないんですけどようけしてる人  
は大変影響すると思います。その辺があるので財政的な処置ですか、そうい  
うのがあればなと願っております。

議 長           燃料がどんどん上がってきて、大変なことになってます。この間ある人が電  
話してきて、農業委員会が決めた農業作業標準料金表の中で畦づくりの料金が  
安いと。結局、最高馬力でゆっくり走らんと畦がつかんもんですから燃料を食  
うんですね。今から何とかならんかって、今から言われても発表しちゃって  
いる以上はだめだわいな、今年の12月にまた考えましようということで納得し  
てもらいましたけど。66円ではやっていけん、100円は貰わないけんっ  
て。そういうことがだんだん出てくるんじゃないかと思います。軽油にして  
もかなり高くなって、トラクターだコンバインだ結構要りますので。今のと  
ころはそういう補助金はないので、せめて免税軽油ぐらいしかないと思うで  
す、申請して使うのはね。後は今のところないようですので。後は、米農家  
に対しての市の助成金が来月か6月の上旬には1反あたり4,000円が払われるっ

ていうのは聞いておりますけど、それ以上のことは今のところ聞いておりませんので、現状で行くしかないかなと思っております。

9 番 秋になってコンバインで刈る時には大変だと思います。

議 長 結構ねコンバインより代掻きのが食うだ、どがなわけだか。その他ございませんか、皆さんの方で。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、本日の農業委員会会議はこれを持ちまして閉会いたします。

— 午後 2 時 3 0 分 閉 会 —